

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
---	---	-----

告 示		
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	19
○道営土地改良事業計画の決定.....	(農業施設管理課)	19
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	19
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	20
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	20
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	20
○道路の供用の開始.....	(維持管理防災課)	21
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(住宅課)	21
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		22
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		23

告	示
---	---

北海道告示第86号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年1月25日、南
るもい土地改良区の定款の変更を認可した。
平成30年2月6日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第87号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営
土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、平成30年2月7日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成30年2月6日
北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

北 竜 南 1	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
1 4 区	区画整理	同
上幌向第2	農業用排水施設、区画整理	同
西 納 内	同	同
中 美	農業用排水施設	同

北海道告示第88号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指
定する予定である。
平成30年2月6日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 釧路市音別町海光1丁目31の1・海光2丁目29の1（以
上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 潮害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振
興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第89号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指
定を解除する予定である。
平成30年2月6日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に
限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に
限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡美幌町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

平成30年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第29号
- 2 所在が不明な者 南川 武美、南川 賢二、南川 みね子、宮下 政美、大良 重雄、外山 武雄、外崎 英人

北海道告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 樽前錦岡線
- 3 道路の区域
- 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
- 苫小牧市字錦岡447番1地先から 15.20mから

同市字錦岡444番7地先まで		前	27.70mまで	200.00m	—
		後	21.80mから 27.70mまで	200.00m	—

北海道告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成30年2月6日
北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 沓形仙法志鷺泊線	利尻郡利尻富士町鬼脇字鯨泊297番3地先から 同郡利尻富士町鬼脇字鯨泊322番4地先まで	平成30. 2. 6

北海道告示第94号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成30年2月6日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借（1台分） 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 機器等仕様書及び数量明細書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 納入場所一覧表による。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年2月6日（火）から同月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅局住宅課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道建設部住宅局住宅課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階建築局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目北海道建設部住宅局住宅課）

(2) 入 札 日 時 平成30年2月19日（月）午後1時30分（送付による場合は、同日午前10時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道建設部住宅局住宅課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月当たり単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たり単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道建設部住宅局住宅課 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 011-231-4111 内線 29-532 |

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 1, Printer 1, Barcode reader 1, Router 1 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 19, 2018
(If mailed bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., February 19, 2018)
- C Contact : Housing Division, Bureau of Housing, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月6日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | | | |
|---|--------|---------------|-------------|
| ア | A重油その1 | （小樽水産高校納入分） | 78,000リットル |
| イ | A重油その2 | （高等聾学校納入分） | 170,000リットル |
| ウ | A重油その3 | （小樽高等支援学校納入分） | 112,000リットル |
| エ | A重油その4 | （余市養護学校納入分） | 99,000リットル |

アからエまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年2月6日（火）から同月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時
ア 1の(1)のAからUまで 平成30年3月9日（金）午前11時
イ 1の(1)のエ 平成30年3月9日（金）午前10時
（送付による場合は、同月8日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成29年9月5日付け北海道教育庁後志教育局告示第44号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付日時 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 78,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 170,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 112,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 99,000 liters
- B Bid tendering date and time :
- a, b, c 11:00 A.M., March 9, 2018
- d 10:00 A.M., March 9, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 8, 2018)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁上川教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月6日

北海道教育庁上川教育局長 中 島 康 則

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
上川管内道立学校で使用する電力
- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1月当たり 2,231 kW
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 年間合計 5,195,559 kWh
- 2 落札を決定した日
平成30年1月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社F-Power
- (2) 住 所 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 4 落札金額
- (1) 349.92円
- (2) 18.12円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年12月8日付け北海道教育庁上川教育局告示第54号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
